

地方の社会資本整備の促進を求める意見書

この度の東日本大震災においては、国の機関を中心に自治体、民間などの必死の努力により、翌日には一部の道路が啓開され、住民避難や物資輸送に大きな役割を果たしている。

また、道路が本来の機能の外に、浸水防止や避難場所として防災面でも評価されるなど、社会資本として効果が改めて認識され、その整備の必要性が高まっている。

島根県も、過去に幾度も大災害を受けており、県民が安心して快適に暮らし、社会経済活動を展開していくためには、社会資本の整備が不可欠である。

しかしながら現実には、県内を東西に結ぶ高速道路は未だ整備されておらず、県都松江市の中心部を流れる大橋川(斐伊川)の改修も緒に就いたところであり、一刻も早い整備が求められている。

このような中、9月20日に閣議決定された平成24年度の概算要求基準では、7千億円規模の特別枠は設けられたものの、政策的経費について一律1割の削減が求められるなど大変厳しい状況となっている。既に公共事業関係予算は平成22年度が対前年度18.3%、平成23年度はさらに5.1%削減されており、さらなる削減は、整備が遅れ過疎化、少子高齢化が進む島根県のような地方をさらに疲弊させ、地域間格差を拡大させることになる。

よって、国におかれては、このような切実な地方の状況を十分に踏まえ、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方の安全安心な生活確保と定住人口、地域活力の増加に資する公共事業の予算を確保すること。

特に整備が遅れている山陰道に対する県民のニーズは極めて高く、事業中区间については、予算を特別枠で確保して早期完成を図るとともに、未事業化区间については、速やかな事業化(湖陵多伎間、大田静間間、三隅益田間)と都市計画決定手続き着手(温泉津江津間、益田萩間)を行うこと。

2 地方の実情に合わせた公共事業が計画的に実施出来るよう、社会資本整備総合交付金、農山漁村整備総合交付金、地域自主戦略交付金の総額を確保し、島根県のように社会資本整備が遅れている地域に重点的に配分を行うこと。

3 大規模で広域的な災害に迅速に対応できるよう、国は、危機管理の機能と体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

島根県議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体が中心となった復興が求められています。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、とりわけ、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、再生可能エネルギーの開発などの政策分野の充実・強化が求められています。このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、地方自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年9月30日

島根県議会

軽油引取税の課税免除措置の期間延長または恒久化を求める意見書

軽油引取税は、平成21年度税制改正において、道路特定財源が廃止されたことにより一般財源化され、目的税から普通税に移行し、その際、道路使用に直接関連しないために課税免除とされていた特定の用途については、平成24年3月31日までの特例措置として、課税免除措置が継続されているところである。

本県においては、農業や漁業、あるいは採石業などがこの免税軽油を使用しているが、その多くは経営規模が零細であり、近年の景気悪化や燃油価格高騰の中、その経営は非常に厳しい状況にある。

このような中、この課税免除措置が廃止されれば、地方において更なる景気の落ち込みを招き、地域経済に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、軽油引取税の課税免除措置を期間延長または恒久化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月12日

島根県議会

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長を求める意見書

国土の約15%を占める特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上対策については、かねてから格別の御高配を賜り深く感謝いたします。

本県は全域が特殊土壌地帯に指定されており、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」によって、国土保全や農業・農村の活性化等に多大な成果を上げてきているところです。

しかし、平成19年8月に隠岐の島を襲った豪雨災害をはじめとして近年も、豪雨災害や台風災害、また局地的な集中豪雨により、甚大な被害が発生しており、県民生活の安心・安全を確保するためにも、引き続き特殊土壌地帯対策の各種事業を推進していく必要があります。

このような中で、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が平成24年3月31日で期限切れとなります。

ついては、災害の多発など、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察のうえ、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を5年間延長していただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年10月12日

島根県議会